

1. 助成の趣旨

我が国の現状は、経済的には高度な繁栄を得たものの、一方文化的な地域社会づくりの面については未だしの感は否めず、それらに対する国民の期待は益々高まってきている。

しかしながら、住民自らが文化活動に参加し、あるいは優れた文化に接する機会は依然として多くは望めず、多面これらに対する国又は地方公共団体の施策も、昨今の財政的制約から、希望する程には及び得ないでいるのが現状であろう。

当財団は、このような現状に鑑み、我が国各地に所在する芸術文化団体等が実施する諸文化活動事業について助成を行ない、いささかなりとも我が国の文化振興に寄与しようとするものである。

2. 助成の対象

- (1) 我が国各地に所在する芸術文化団体が、自ら主催し、あるいは他の組織・団体と共催し又は他の団体を招聘して実施する伝統民俗芸能公演又は公開事業
- (2) 我が国各地に所在する芸術文化団体等(個人又はグループを含む。)が実施する伝統民俗芸能の保存伝習事業

3. 助成事業の推薦及び決定

- (1) 助成事業の推薦は、助成を希望する芸術文化団体等について各都道府県教育委員会又は学識経験者からの推薦によるものとする。
- (2) 上記の推薦を得たうえ、別に設置する選考委員会において選考し、理事会の承認を受け内定し、最終決定は、内定事業実施者からの申請書の提出を受け、理事長が決定する。

4. 選考の基準

- (1) 助成の対象となる事業の選考にあたっては、次の事項を考慮し、選考委員会において選考する。
 - ア. 事業が上記2「助成の対象」に該当し、かつ、我が国の伝統的な民俗芸能に関連するもの
 - イ. 地域文化発展のための助成効果が期待できるもの
 - ウ. 芸術文化団体等の位置づけ・組織が明確であるもの
- (2) 上記に該当する事業について、従来の各都道府県への助成状況を勘案の上、予算の範囲内において選考する。

5. 助成対象期間

各年度4月1日から翌年3月31日までの間に実施する事業とする。

6. 助成金の申請

前記の手続きを経て助成内定のあった事業実施者は、当財団で別に定める助成金申請書により申請する。

7. 助成金の交付

当財団で最終決定後、事業実施者指定の預金口座に振り込むものとする。

8. 助成金の使途

- (1) 助成金は、助成対象事業実施に必要な経費すべてに充当する場合も、また、必要な経費の一部に充当する場合のいずれでも可とする。
- (2) 助成対象の経費は、事業運営に必要な物品、用具、衣装等の購入や修理に必要な費用とし、旅費、会議費、通信費、人件費等の経費は含めないものとする。

9. 助成対象者の義務

- (1) 助成事業終了後、別に定める様式により、当財団宛て報告書を提出するものとする。報告書には、助成金の支出を証明するに足る受領書等(主要な支出についての物のみとし、コピーも可)を添えるものとし、これらを含めた報告書の副本を、事業実施者の下に5年間保管するものとする。
- (2) 諸般の事情により、助成金使用計画を変更若しくは当該事業を縮小又は中止しようとするときは、事前に当財団に連絡しなければならない。
この場合、交付済の助成金の一部又は全部を、当財団に返納させることがある。

以上